

公益財団法人岐阜市国際交流協会 ボランティア制度要綱

平成31年2月27日決裁

令和2年12月 6日決裁

(目 的)

第1条 この要綱は、ボランティアとして登録した者が公益財団法人岐阜市国際交流協会（以下「協会」という。）及び岐阜市等が実施する国際交流・多文化共生に係る事業（以下「事業」という。）に参加し、市民レベルの国際交流を深めるとともに、岐阜市に在住する外国人及び岐阜市を訪れる外国人に対する各種サービス又は事業の実施をとおして、国際的な相互理解及び友好親善の促進並びに多文化共生社会の実現に資するため、ボランティア制度に関し、必要な事項について定めるものとする。

(活動内容)

第2条 ボランティアの活動事項は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 日本語学習支援 外国人の日本語学習支援を行う。
- (2) 通訳・翻訳 通訳又は翻訳を行う。
- (3) 文化紹介 日本文化や外国・母国文化の紹介を行う。
- (4) ホームステイ・ホームビジット 外国人を家庭に招待し、普段の生活に触れる機会を通じて、日本の文化、家庭生活等の理解を深める機会を提供する。
- (5) 企画・運営 国際交流・多文化共生に係るイベント等の企画・運営スタッフとして活動する。
- (6) 災害時支援 岐阜市災害時多言語支援センターの活動に参加する等、災害時に外国人被災者への支援活動を行う。

(ボランティアの要件)

第3条 ボランティアは、国際交流・多文化共生の推進に理解及び熱意がある者とし、満18歳未満の者は、親権者の同意を得て活動するものとする。

(登 録)

第4条 ボランティアとして活動しようとする者（以下「登録申込者」という。）は、あらかじめ公益財団法人岐阜市国際交流協会ボランティア登録申込書（様式第1号。以下「登録申込書」という。）により、会長に申し込むものとする。

2 会長は、前項の規定により登録申込書の提出を受けた場合において、登録申込者が前条に規定するボランティアの要件を満たしていると認めるときは、登録申込者をボランティアとして登録するものとする。

(登録の取消し)

第5条 会長は、ボランティアとして登録された者（以下「登録ボランティア」という。）が登録の辞退を申し出たときは、当該登録を取り消すものとする。

(登録の更新)

第6条 会長は、登録された日から1年以上経過した登録ボランティアに対し、3年に1回を目途に、登録の更新について確認するものとする。

(協力の申込み等)

第7条 ボランティアの協力を受けようとする事業の主催者（以下「協力申込者」という。）

は、ボランティア協力申込書（様式第2号）により、会長に申し込まなければならない。

- 2 会長は、前項の規定による申込みを受け付けたときは、その内容を審査するとともに協力の可否を決定し、その結果をボランティアの協力決定に関する通知書（様式第3号）により、当該協力申込者に通知するものとする。

（協力申込者の要件）

第8条 協力申込者は、次に掲げる者とする。

- (1) 国及び地方公共団体
- (2) 非営利団体
- (3) 前2号に掲げるもののほか、会長が特に必要と認めるもの

（ボランティアの派遣）

第9条 会長は、協会や岐阜市が主催する事業においてボランティアを必要とするとき又は第7条第2項の規定により登録ボランティアに協力依頼することを決定したときは、登録ボランティアの中から適当な者を選定し、活動を依頼するものとする。

- 2 前項の規定にかかわらず、協力申込者が主催する事業にあつては、登録ボランティアに当該事業に対する協力の案内を行い、登録ボランティアから協力申込者に活動の申込みを行うことができる。
- 3 会長は、登録ボランティアに対して活動を依頼するときは、あらかじめ、活動内容、謝礼の有無、保険加入の有無その他の条件を提示するものとする。
- 4 協力申込者は、ボランティアの協力を受けた場合、その結果をボランティア活動実績報告書（様式第4号）により会長に報告するものとする。

（謝礼）

第10条 会長は、協会が主催する事業に協力を依頼した登録ボランティアに対し、活動時間及び活動の内容を勘案し、謝礼を支給することができる。

- 2 前項の謝礼は、図書カードその他の金券等により支給することができる。

（ボランティア保険）

第11条 会長及び協力申込者は、登録ボランティアの活動に伴う傷害等に備え、必要に応じ、ボランティア保険、傷害保険等に加入するものとする。

（免責等）

第12条 協会は、本要綱に規定する活動に伴い生じた登録ボランティア又は協力申込者の損害について、その賠償の責を負わない。

- 2 協力申込者は、登録ボランティアの活動中に発生した事故等について、誠意をもって解決に当たらなければならない。

（守秘義務）

第13条 登録ボランティアは、その活動中に知り得た秘密を漏らしてはならない。その登録が取り消され、又は登録期間が満了した後も、また同様とする。

（その他）

第14条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年12月6日から施行する。